

卷末資料

1 用語解説

ア行	インバウンド	外から中へ入る、という意味であり、外国から自国への観光客のこと（日本の場合、訪日外国人旅行者）。
	インフラ	インフラストラクチャーの略語。生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤のこと。
カ行	街区公園	都市公園の種類の一つで、主として街区内の居住者の利用を目的とする公園。誘致距離 250m・1 箇所あたり 0.25ha を標準として配置される公園。
	概成済	整備済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる（概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を有する）現道区間。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	想定し得る最大規模の降雨により、堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域。 この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
	開発許可	「開発行為」（建築物の建築または、特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合に必要となる許可のこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
	既存ストック	都市における既存ストックは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
	まちなか居住推進区域	立地適正化計画において定める「居住誘導区域」であり、本市では、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を推進する区域。
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域。 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき都道府県知事が指定する区域。
	グリーンツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。
	景観地区	景観法の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画に定める地区。 景観地区では、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積などの制限を定めることができる。
	建築確認	一定の建築物を建築（増改築を含む）するときに、工事の着手前に、建築計画が法令で定められた建築基準（敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準）に適合している旨の確認を受けること。
	公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	高度地区	都市計画法に基づき、市街地の環境を維持したり、土地利用の増進を図るために、建築物の高さ（最高限度又は最低限度）を制限することができる地区。
国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため 5 年ごとに行われる。	
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行うほか、日本の将来推計人口・世帯数（全国・地域）の作成・公表等を行っている。	

サ行	サウンディング市場調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。
	地すべり防止区域	「地すべり等防止法」に基づき国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域であり、地すべりが発生している区域、そのおそれの極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域に指定される。地すべりによる土砂災害の防止工事を実施するほか、地すべり崩壊を誘発・助長するような有害な行為が規制される。
	住宅・土地統計調査	住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするために、5年に1度行われる調査。
	準都市計画区域	都市計画区域外において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。準都市計画区域内では、開発許可・建築確認が必要となるほか、用途地域を定めることができる。
	条例公園	地方自治体の公園条例に基づき設置される公園。
	浸水継続時間	氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 0.5m に達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示すもの。
	想定最大規模降雨	1000年に1度程度の降雨。千曲川流域全体の2日間の総雨量 396mm。
	ゾーニング	土地利用計画において、用途ごとに区分して地域・地区の指定を行うこと。
タ行	地区計画	一定のまとまりを持った「地区」を単位として、地域住民と行政が連携し、地区の目指すべき将来像を定め、その実現に向けてまちづくりを進めていく手法。
	特定空き家	空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家のこと。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない地域において、各地域の特性に適した土地利用が行われるよう、建築物の用途を規制できる地域。
	特定用途誘導地区	都市機能集積区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。
	都市機能	人々が都市活動を営む上で必要となる、商業施設、医療施設、金融施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、教育施設、行政施設、公共交通などの機能。
	都市機能集積区域	立地適正化計画において定める「都市機能誘導区域」であり、本市では、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集積することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都市計画法に基づき、都道府県知事が指定する区域。
	都市計画公園	都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設。都市計画施設の区域内では、建築物を建築する際に許可が必要となる。
	都市計画提案制度	土地所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定又は変更について提案出来る制度。
	都市計画道路	都市計画法に基づき道路として都市計画決定された施設。都市計画施設の区域内では、建築物を建築する際に許可が必要となる。

タ行	土砂災害警戒区域・土砂災害警戒特別区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
	徒歩圏カバー率	特定の範囲内の人口総数に対して、対象とする施設の徒歩圏（一般的に 800m）内に含まれる人口の比率。
ナ行	農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。
ハ行	ハザード	危険の要因、潜在的な危険性。
	100年に1度程度の降雨	計画規模降雨。千曲川流域全体の2日間の総雨量 186 mm。
マ行	モビリティ	自動車を中心として、移動・輸送手段全般を意味する用語。
ヤ行	誘導施設	都市機能集積区域ごとに立地を誘導することが設定された都市機能増進施設のこと。
	用途地域	用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域。 13の種類ごとに建築できる建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制を定めることができる。
ラ行	リスク	将来のいずれかの時に起こる不確定な事象とその影響。
	リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

2 策定経過

『飯山市まちづくり基本計画』策定経過（平成30年度～令和2年度：3箇年）

年度	年月日	会議等	内容
平成30年度	平成31年7月20日	業務開始	○上位計画の把握、都市構造評価 現地調査、現行計画の検証
	平成31年2月22日	第1回策定委員会	○計画策定背景と目的について ○課題、計画策定視点について
令和元年度	令和元年5月24日	第2回策定委員会	○都市計画マスタープランについて ・目指すべき将来像 ・まちづくり基本理念 ・都市整備方針 ○立地適正化計画について ・将来都市構造 ・都市機能誘導区域、居住誘導区域
	令和元年6月28日 ～7月12日	市民アンケート実施 市内在住18歳以上対象 無作為抽出1,123人 回収数453人(率40.3%)	生活環境、都市機能、公共交通、土地利用の方針について調査し、地区別・年齢別・家族形態によるまちづくりに対する意向の違いを把握する。
	令和元年10月1日 ～10月2日	市内10地区地域活性化センター意見交換会	各地域で実践されているまちづくりを把握するとともに、住民の生活にかかる悩みや行動について地域活性化センター所長から情報提供を得る。
	令和2年2月10日	第3回策定委員会	○市民アンケート結果について ○地域別構想について ○誘導区域の設定について
	令和2年2月15日 ～2月29日	防災関係調査 東日本台風第19号で被災した市街地住民と地区代表者806人へ配布 回収数421人(率52.2%)	居住誘導区域の設定と災害リスク軽減回避を検討するにあたり、浸水時の状況と防災意識について把握する。
	令和2年3月17日	第4回策定委員会	○まちづく基本計画（案）について ○台風19号浸水状況把握調査について 速報値を報告
令和2年度	令和2年10月29日	第5回策定委員会	○誘導区域設定について ○防災指針について ○誘導区域の今後の政策について
	令和2年11月17日	第6回策定委員会	○多極ネットワーク型コンパクトシティについて ○誘導区域と災害リスクの対応方針について
	令和2年11月20日	飯山市議会説明（1回目）	○まちづくり基本計画（案）について ・全体の説明と意見交換
	令和2年11月26日 ～12月15日	市内10地区説明懇談会	○まちづくり基本計画（案）について ・全体の説明と意見交換

年度	年月日	会議等	内容
令和 2年度 (続き)	令和2年12月25日	第7回策定委員会	○地区懇談会の報告 ○まちづくり基本計画(案)について ・防災指針について確認
	令和3年1月16日 ～2月16日	パブリックコメント実施 国交省・長野県意見照会	○まちづくり基本計画(案)について ※パブコメでは3名から意見あり
	令和3年2月22日	第8回策定委員会	○まちづくり基本計画(案)について ・パブコメ意見の対応方針 ・計画書内容の加筆修正について
	令和3年3月19日	飯山市議会説明(2回目)	○まちづくり基本計画(案)について ・誘導による目標値設定 ・防災指針の内容拡充
	令和3年3月30日	飯山市都市計画審議会	○まちづくり基本計画(案)について ・全体内容の説明と意見交換

<その他>

- 国土交通省関東地方整備局とのヒアリング及び現地調査を適宜実施
- 長野県建設部都市・まちづくり課とのヒアリング及び現地調査を適宜実施
- 業務委託先(株)エイト日本技術開発との打ち合わせ及び現地調査を適宜実施

飯山市まちづくり基本計画 2021年3月策定

編集発行 飯山市 建設水道部 まちづくり課

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山11101-1

電話 0269-62-3111